

○八王子市普通公衆浴場設備改修費に対する補助金交付要綱の補助金返還基準

平成14年4月1日施行

改正 平成15年4月1日 改正 平成28年4月1日

公衆浴場設備改修費に対する補助金交付要綱第10条第3項の規定に基づき補助金を返還させる場合は、次の各号の定めるところとする。

1 地震、火災等の災害のために転廃業する場合は、返還を免除する。

2 経営が困難と認められ、転廃業する場合は、次により返還を命ずる。

ただし、次の返還率により金額に100円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(1) 補助金の交付を受けた日から1年未満で転廃業した場合は、全額を返還。

(2) 補助金の交付を受けた日から1年以上2年未満で転廃業した場合は、 $\frac{2}{3}$ を返還。

(3) 補助金の交付を受けた日から2年以上3年未満で転廃業した場合は、 $\frac{1}{3}$ を返還。